

都内大規模事業所からのCO₂排出量の実態が初めて明らかに！

「地球温暖化対策計画書」の集計結果について（速報値）

東京都では、本年4月から環境確保条例に基づき、自らの事業活動による温室効果ガスの排出量の把握とその排出抑制等を求める「地球温暖化対策計画書」制度（裏面参照）をスタートさせました。

この対象事業者から提出された「地球温暖化対策計画書」により、都内大規模事業所（地球温暖化対策計画書制度の対象事業所）のCO₂総排出量とCO₂削減目標（平成14年度からの3年間）等の集計結果（速報値；対象事業所の約5割のデータをもとにした推計値）が明らかになりましたので、お知らせします。

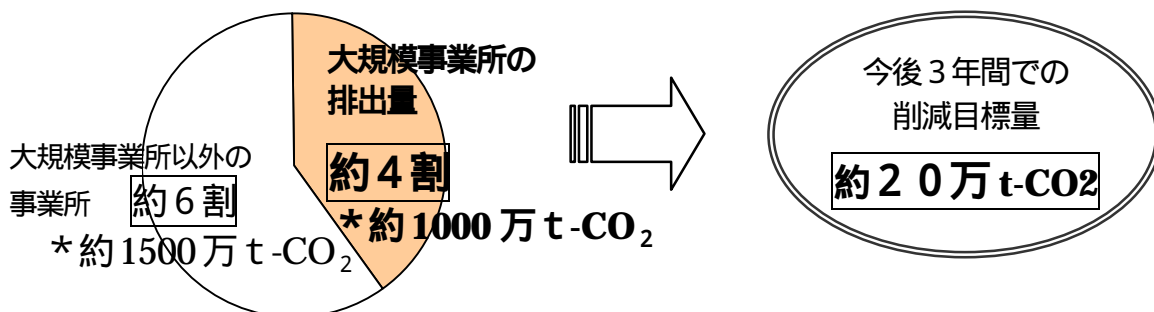
都内大規模事業所のCO₂排出量 年間約1000万t CO₂

今後3年間の削減目標の平均は約2%（裏面参照）

これによる削減目標量は約20万t CO₂

大規模事業所数は、都内事業所数の約0.1%
そこから、業務・産業部門の約4割を排出

大規模事業所の自主的な取組み
による削減率は平均約2%



*産業・業務部門のCO₂排出量（1998年度値）
：約2500万t

（参）都内の総事業所数：約80万事業所

（参）業務部門のCO₂排出量は、1998年度
時点で、既に9.6%（約160万t）増加
（1990年度比）

削減率の高い取組み事例

Aビル	削減率	12%	省エネ対策（空調温度設定の適正化、不要照明の消灯励行）など
B百貨店	削減率	10%	省エネ対策（照明器具の変更、室内温度設定変更）など
C工場	削減率	23%	省エネ対策（外気冷房、ポンプのインバータ化、高効率照明導入）など

この結果を、
CO₂排出量のさらなる削減に向け、今後の
都の温暖化対策に活かしていきます。

【お問い合わせ先】

- ◆ 地球温暖化対策について
環境局総務部企画課 地球環境担当 澤
03(5388)3423(直)
- ◆ 地球温暖化対策計画書制度について
環境局環境評価部 環境配慮推進担当 佐野
03(5388)3485(直)

動き始めた東京都

全国初、「地球温暖化対策計画書」制度がスタート！

オフィスや工場からのCO₂排出量を削減するためにー

そのためには、まず、事業者自身が、自らの事業活動で、どの程度の温室効果ガスを排出しているかどうかを把握し、削減に向けた取組みを開始していく仕組みが必要です。

「地球温暖化対策計画書」制度は、国に先駆けて、事業所ビル等の大規模事業所に対しても地球温暖化対策計画書の提出と公表を義務付けた制度です。

本制度により、大規模なビル・事業所の地球温暖化阻止！に対する姿勢と取組みが、計画書として事業者自身により公表されます。

「地球温暖化対策計画書」制度とは。。

【地球温暖化対策計画書】

計画（原則3年間）

- 温室効果ガスの排出状況
- 排出抑制に係る目標
- 排出抑制に係る措置
- その他（エネルギーの使用量等）

【概要】

エネルギー消費量が多い大規模事業所を対象に、3年間の温暖化対策計画書の提出と公表、対策結果の提出と公表を義務付け

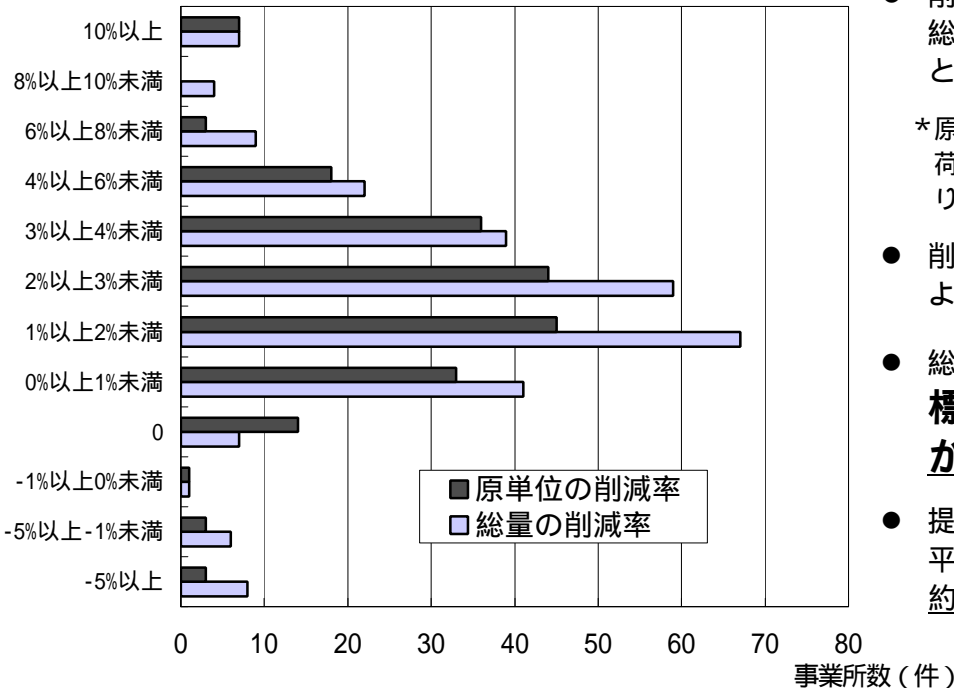
【対象】 都内約1000事業所

（燃料・熱の使用量が原油換算で年間1500kl以上、又は、電気使用量が年間600万kWh以上）

- * オフィスビルなどは、ビル全体で使用するエネルギー使用量をもって対象規模の判定を行います。

削減目標の設定状況（推計値を含む）

削減目標の割合（％）



- 削減目標の設定にあたっては、総量削減と原単位(*)減の選択性とした。

*原単位：事業所の床面積、製品の出荷量その他の指標に係る単位量当たりの温室効果ガスの排出量をいう。

- 削減目標の設定は、原単位削減より総量削減の方が多かった。

- 総量及び原単位ともに、**削減目標は「1%以上、2%未満」が最も多い。**

- 提出された削減目標の平均は、平成14年度からの3年間で、約2%であった。

*推計にあたって

今回は、制度創設後、初めての計画書の提出であり、かつ、記載方法の周知が十分図られなかった等の理由により、計画書の記載内容に誤記入等が見受けられました。

そのため、記載内容の整った計画書（約5割）のみを利用し集計を行い、全体の総量等については、それらの計画書から推計を行っています。